

企業が知っておくべき！2025年1~2月の最重要ニュース **7** 選

1



訪問介護の外国人受け入れ拡大へ、特定技能・技能実習も対象に

政府は、訪問介護サービスで働ける外国人の対象を拡大する方針を決定した。これまで訪問介護は介護福祉士資格を持つ外国人に限られていたが、特定技能や技能実習で介護施設に勤務する約5万3千人の外国人にも、研修を条件に解禁する。

団塊世代が75歳以上となる2025年に向け、介護人材の不足が深刻化している。政府は、特定技能の外国人を28年度末までに最大13万5千人受け入れる計画で、訪問介護への就労拡大により介護サービスの担い手を増やす狙いがある。

出典 デイリー: 外国人の訪問介護、今春拡大へ

<https://www.daily.co.jp/society/main/2025/02/13/0018645844.shtml>

2



特定技能の対象拡大へ 旅館・ホテルのレストランで外国人就労を容認

政府は、特定技能制度の対象を拡大し、風営法の許可を受けた旅館・ホテル内のレストランで、外国人労働者が注文取りや配膳、調理を行うことを認める方向で調整を進めている。深刻な人手不足を背景に、全国の旅館・ホテル業界からの要望を受けた対応で、特定技能1号・2号のいずれも対象となる。一方で、お酌などの「接待」は引き続き禁止される。

この規制緩和により、コロナ禍後の訪日客増加に伴う人手不足の解消を図り、営業停止や宴会の中止といった問題を防ぐ狙いがある。政府は今後、有識者会議の了承を得た上で、今春にも入管難民法の分野別運用方針を改正する方針だ。

出典：時事通信: 特定技能、外食業の就労緩和 宿泊施設で接客・調理可に一人手不足踏まえ・政府調整
<https://www.jiji.com/sp/article?k=2025013101099&g=pol>

3



特定技能外国人、妊娠・出産期間を在留期限から除外へ 政府が検討

政府は、特定技能で働く外国人が妊娠・出産した場合、その期間を最長5年の在留期限から除外する措置を検討している。これにより、外国人労働者の出産の権利を守りつつ、就労期間の確保を図る。すでに技能実習制度では同様の仕組みがあり、特定技能でも導入する方針だ。

特定技能は、建設や介護など16分野で受け入れられ、技能実習からの移行が多い。政府は2027年に技能実習を廃止し、新制度「育成就労」へ移行する計画で、特定技能の拡充を進めている。

出典：共同通信: 妊娠出産で外国人の在留延長検討 特定技能、就労確保で政府
<https://news.yahoo.co.jp/articles/534e6595c18b8d78db10b5868ae77cbb57e221a7>

※本資料を無断で複製・改変・転載・翻訳することを禁じます。本資料は信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、その正確性・完全性・最新性・網羅性・適時性等を保証するものではありません。また、本資料は外国人雇用に関心をお持ちの企業様等への情報提供のみを目的としており、本資料の利用に起因する利用者及び第三者の損害について責任は一切負いません。

4



在留資格申請時の「法定調書合計表」、令和7年1月から受付印不要に

令和7年1月以降、「技術・人文知識・国際業務」や「特定技能」などの在留資格申請に必要な「法定調書合計表」について、税務署での受付印の押なつが廃止される。これにより、申請時に受付印のない書類でも受理されることが正式に認められた。これまで「受付印のあるものの写し」の提出が求められていたが、今後は不要となるため、在留手続を行う際にはこの変更を踏まえた対応が必要となる。

出典：出入国在留管理庁: 法定調書合計表の写しの取扱いの変更について
https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/10_00218.html

5



外国人の在留手続き手数料、4月から最大2000円値上げへ

政府は、2024年4月1日から外国人の在留手続きの手数料を引き上げることを決定した。物価や人件費の上昇を考慮し、在留資格の変更や更新は4000円から6000円、永住許可申請は8000円から10000円に変更される。手数料の改定は1981年以来2度目となる。オンライン申請の場合、窓口申請より400~500円安く設定され、政府はオンライン利用の促進を期待している。外国人が日本に滞在する際、初回の在留資格取得は無料だが、その後の変更や更新には手数料がかかる。

出典：日本経済新聞: 外国人在留手続き、手数料上げ 資格変更4000→6000円
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA311F50R30C25A100000/>

6



外国人材の保護強化へ—育成就労制度案、日本語教育や監理厳格化

政府が6日に示した育成就労制度の素案では、外国人労働者の保護策を強化し、雇用環境の改善を図る。企業は3年間で100時間以上の日本語教育を提供し、特定技能1号レベルまでの向上を求められる。また、外国人が送り出し機関に支払う費用の上限を、月給2カ月分までとする方針だ。さらに、監理支援機関の要件も厳格化し、監査担当者の受け持ちを1人8社未満に制限。財務要件も設け、債務超過が続く場合は行政指導の対象とする。ただし、転籍の解禁時期などは未確定で、今後の議論が必要となる。

出典：産経新聞: 外国人労働者の雇用環境改善へ、日本語教育や支援の質確保 育成就労制度の政府素案
<https://www.sankei.com/article/20250206-KT3IL2M635K3VIAD15GRW5J02/>

7



観光庁、デジタルノマド誘致を支援 長期滞在型の環境整備を補助

観光庁は2025年度、ITを活用して世界を移動しながら働く「デジタルノマド」の誘致を支援する。自治体や観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者を対象に、24時間利用できる共同スペースや交流カフェ、住居の整備費用などを補助し、長期滞在による消費拡大を目指す。SNSでの情報発信や予約システム導入も支援の対象とする。政府は2023年にデジタルノマド向けの在留資格を新設し、6カ月の滞在と就労を可能にした。観光庁は誘致を通じ、日本企業とのビジネスマッチングの促進にも期待している。

出典：時事通信: 「デジタルノマド」誘客支援 受け入れ環境整備の自治体 観光庁
<https://news.yahoo.co.jp/articles/07fdb01668f0e34182c35a4e3d428587e08f58f1>

※本資料を無断で複製・改変・転載・翻訳することを禁じます。本資料は信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、その正確性・完全性・最新性・網羅性・適時性等を保証するものではありません。また、本資料は外国人雇用に関心をお持ちの企業様等への情報提供のみを目的としており、本資料の利用に起因する利用者及び第三者の損害について責任は一切負いません。